令和６年度

来て「しらかわ」住宅取得支援事業

「市外から市内へ」移住するために住宅を取得した方へ補助金を交付します。

県外からの移住　最大２００万円

※福島県の補助金を含む

市外からの移住　最大１００万円

申請の１ヶ月前までにご相談ください。

・主な補助要件・

※住宅を取得（登記完了）した日から６箇月以内に申請が必要です。

◇自ら居住するために住宅を取得した県外または市外からの移住者であること。
◇住宅の持ち分が２分の１以上であること。
◇補助金交付年度内に市内への移住が完了していること。
◇移住した前日から起算して、市外に継続して１年以上在住していること。
◇翌年度から３年以上継続して対象住宅に定住すること。※その他にも要件があります。

・申 請 期 間・　2024 年４月８日（月）～2025 年３月 31 日（月）

（予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります）

お問い合わせ先　企画政策課 移住定住推進係 電話：0248-22-1111（内線：2331）
受付日時　平日 ８：30 ～　17：15　※土日祝日 及び 12/29 ～ 1/3 を除く

白河市 City of Shirakawa